

この文書2枚は、7月度班長会のアジェンダの一部です。
特に重要と考えますので、全戸回覧として改めて配布させて頂きます。

六丁目自治会 総務部

会長報告（1）

六丁目自治会の改革案について

会長 林

2016年以降、六丁目自治会を運営する執行部役員（会長・副会長・総務・会計）の選出が大変難しい状況となっており、来年4月以降自治会の組織を維持することが非常に困難な状況になっております。

今までの様に、ボランティア精神に富み自分の自由時間を割いて社会奉仕をして頂ける方を探し出して、会長・副会長・総務という要の役員になって頂くというやり方に限界があるという事だと思います。新しい考え方で自治会を運営する方法を、国（内閣府地方創生推進事務局、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部）及び横浜市市民局地域活動推進課とご相談をした結果、六丁目自治会を運営する機能をNPO法人化することが、地域住民の負担にはならないで自治会活動を維持継続発展に繋がる方法であると考えるに至りました。内閣府及や横浜市市民局に拠りますと、自治会の運営をNPO法人化するというこのような試みは少なくとも横浜市では初めてのことだと伺いました。

周辺の多くの自治会は現在六丁目自治会が直面している自治会運営上の問題が同様に表面化しており、これに対して自治会役員・委員を、輪番制やくじ引きなどによって凌いでいるというのが現状です。これらの方法は、その場凌ぎにしかならず、根本的な対策にはなりません。近隣の自治会にも協働してNPO法人化のお声がけを行いましたが賛同は得られず、六丁目単独での法人化を目指したいと考えます。NPO法人化構想の概略は次の通り：

法人化する理由

- 1) 法人格のない現行自治会組織では、事業の責任は代表者個人にある。
 責任の所在は、法人に！
 - 2) 法人化により、行政からの補助や委託事業の受託、寄付が受け易くなる
 - 3) 現状の自治会運営では間もなく崩壊！自治会運営組織を法人化することにより、組織運営者を確保し易くなり、自治会活動の継続と発展に寄与する
1. 法人格の選択
 NPO法人
 2. NPO法人の役割
 六丁目自治会は残して、班長体制と一部活動のみを残して、その他の自治

会の運営、自治会会长・副会長・総務・会計の派遣、自治会活動、団体役員・理事、及び泉区からの委嘱委員は全て NPO 法人（NPO 法人の仮称：緑園六丁目まちづくり協議会）が担う。

3. 自治会費（NPO 法人の運営費）

今まで通り、¥ 500/月を自治会加入者から徴収額で運営。

4. 構想図、下図参照

